

文京区障害者地域自立支援協議会
平成 23 年度相談支援専門部会 報告

相談支援専門部会開催状況

<第 1 回相談支援専門部会 (H23. 7. 7)>

相談支援専門部会の方向性について

◎今年度取組み予定の内容は、盛りだくさんのものとなっている。

<取組み予定の内容>
部会・・・望ましい相談支援体制の検討、事例検討枠組みの整理等（定例会議と連携）
／障害者計画改定に係る検討／新福祉センターに係る検討
定例会議（事例検討、ネットワーク作り） 研修会（相談支援のスキルアップ）
心のバリアフリー 計画改定に関して当事者等の意見を聞く場

⇒平成 24 年 4 月の法改正もあるが、文京区としての相談支援体制を検討していく。

◎新福祉センターについて・・・

基本設計が進んでいる新福祉センターについて報告があり、議論を行った。

- ・建物については、相談支援事業所について必要な設備を整理する必要がある。
- ・機能についてはどうするか。行政、センター、他の相談支援事業所の役割をどう考えるか。相談支援の拠点となる役割が必要との意見も出されている。

☆新福祉センターは、文京区の相談支援体制を検討する上でも重要な検討課題であり、重点的に議論を行う必要がある。（時間をかけて議論、臨時部会を設定して検討した。）

<第 2 回相談支援専門部会（臨時）(H23. 8. 2)>

新福祉センター「障害者相談支援事業所」について

- ・新福祉センターの設計が進んでいる状況に鑑み、「障害者相談支援事業所」について相談支援専門部会として意見を出すために開催した。
- ・設備面：事務室のスペース、相談室の防音性や安全性、広さ、カウンター、その他設備などについて、様々な使い勝手を考えて意見を出した。
- ・運営や機能：文京区の相談支援の中でどのようにすることが望ましいか、委託の場合のスケジュールも踏まえて今後検討を進める必要がある。

<第 3 回相談支援専門部会 (H23. 12. 14)>

各機関の役割とサービス利用計画について

(1) 相談支援体制整備に向けた各機関の役割について

◎個別事例において解決できていないニーズを、どのように表面化して共有化し、地域的なニーズとして積み上げていくかが大きな課題である。

- ・基幹相談支援センターの役割、新福祉センターの相談支援事業所の機能、相談支援事業所のあり方を含めて、文京区の相談支援の青写真を作る必要がある。来年10月の虐待防止センター設置、4月の法改正に向けて、準備が必要。

(2) サービス利用計画について

- ・障害状況やサービス利用状況が異なる中で、どのような内容、モニタリング期間を想定していくのか。
- ・単なるサービス計画ではなく、本人の総合的なプランである。自立支援協議会としても、そのようなスキルアップの研修など考える必要がある。

(3) その他（当事者の意見を聞く場、新福祉センターの相談支援事業所）

<第4回相談支援専門部会(H24.2.20)>

新しい相談支援体制の構築に向けて

○相談支援事業所、基幹相談支援センター：

サービス利用計画の流れや手続きについて、決まっていない部分も多い。今後3年間で拡大していくが、3障害の対応をどのようにしていくのか、チェック機能や質的担保についても様々な課題がある中で、相談支援部会がどのように関わるか。

利用者が混乱しないような仕組みをどう作るか。

○成年後見利用支援、障害者虐待防止センター、24時間緊急時支援

○自立支援協議会：

今年度、当事者の声を聞く取組みは成果があった。自立支援協議会でも、当事者部会を作るなど当事者参加の仕組みを作っていくことが大きな課題となる。

定例会議開催状況

<第1回定例会議(H23.8.12)>

人数：18名 会場：区民センター 3-A会議室 時間：18時～20時

事例07 不登校の広汎性発達障害児への支援（知的障害・児童）文京槐の会

事例08 精神科領域でのPSWの関わり（精神障害）あせび会支援センター

<第2回定例会議(H24.2.3)>

人数：23名 会場：障害者会館A会議室 時間：18時～20時

事例09 高齢による身体合併を伴う統合失調症事例（精神障害）保健サービスセンター本郷支所

事例10 地域で暮らす思いを実現するために（身体障害）大塚福祉作業所

下命事項について

- ① 相談支援体制の現状と問題点の検討を踏まえ、事業者や相談機関における望ましい相談・支援体制・新たなアウトリーチ等についての検討
- ② 身体・知的・精神障害それぞれの問題点を個別に検討し課題を明確化
- ③ 相談支援に係るネットワーク構築についての検討

⇒部会では、制度の変化を踏まえつつ、文京区における様々な課題点を議論した。定例会議で関係者が集まり、文京区の相談支援を進める一定の土作りを進めている。

(成果) 課題の整理とネットワーク作りにおいて、積み重ねを行ってきた。

具体的には…

- ①部会での議論と定例会議から、現状と問題点が見えつつあり、制度の動きを踏まえて望ましい相談支援体制の検討に入りつつある。
…相談支援の核となる事業所が出てきているが、課題が整理されず積み残されてしまう。
⇒整理して解決に近づける仕組み、関係する機関のあり方と役割を明確化することが必要
- ②定例会議から、3障害それぞれアプローチの視点や仕組みの違いが出てきている。
- ③定例会議を通して、互いの支援内容を知り関係者同士で相談できる関係作りが進んでいる。

相談支援専門部会の課題

<相談支援専門部会の課題>

1. 人数が多いことや、課題の整理が十分でないことから、議論が活性化しにくい。
2. 部会の中で、具体的な作業を行うことが難しい。
3. 個別事例から、どのようにニーズを抽出・普遍化し積み上げる仕組みを作るかが課題である。

<定例会議の課題>

1. 事例検討の成果はあるが、課題抽出やフィードバックができていない。
2. 参加者をどうするか(人数が多いと議論が困難。少ないと参加者が限られる)。
3. 個人情報の取り扱いは注意が必要であり、一定の枠組み整理が課題である。

第1回（平成23年9月16日実施）

1 平成22年度に検討した内容

- 事業所における望ましい権利擁護体制
 - 権利侵害があった場合、どこに駆け込めば良いか。
 - 事業所内の権利擁護体制はどうなっているのか。
 - マニュアルの作成→どう活用し、どう実践するか。
 - ※既存のものでも参考になるものがあれば活用する。
 - 福祉サービスの苦情対応
 - ワンストップ化が望ましい。
 - シェルターやショートステイの機能は無いが、社協が核となるべきでは。
 - 困難事例や緊急性のあるケースは、この部会が対応機関であるべきでは。
 - まず、文京区の権利擁護資源を洗いだして行く。
 - エコマップの作成→1つの事例に対し、どのような人がどのように関わるかを示す方法がある。ひとりの当事者にどのような機関をどうつないで行くか。
 - また、地図上に、権利擁護に関わっている機関を落とし、社会資源マップを作成し、資源がどこにあり、どのような機能を持っているかをわかるようにする。
 - 他部会は一定の目標（着地点）を設けて次々と発展させている。権利擁護部会もそのように発展させていったらどうか。
- 2 今後の方向性
- 下命事項（1）（2）を討議すれば（3）につながるのではないか。
 - 実効性のあるネットワークづくりが欲しい。
 - 社会や国の動きを見て動いていくべき。

第2回（平成23年12月6日実施）

1 苦情相談受付について

- 相談者は利用している施設内の苦情対応窓口への相談のしづらさや、うやむやにされてしまうのではという心配、どこへ相談してよいか分からないという認識不足があるのでは。

2 苦情解決方法について

- 民間事業所で受け付けた苦情相談は所内だけで解決に至らず、他機関と連携し解決策を模索。
- 社協では苦情等解決委員会に報告。法人内での対応では解決せず、区民が社協窓口を利用した事例あり。
- 区ではケース会議や事情調査を通し事実確認、他機関との連携により解決。

○「障害者虐待防止法」(平成24年10月施行予定)に定める「虐待防止センター」を区に設置検討中。

3 苦情受付機関について

○知的障害者相談員、身体障害者相談員、民生委員のさらなる周知・活用を。
○さまざまな社会資源の中では利益相反にあたることも想定される。第三者性のあるチェック機能が必要。

4 今後の検討課題について

○相談支援と権利擁護の違いを出す必要性がある。
○「障害者虐待防止法」に絞り込み検討する。

第3回(平成24年3月5日実施)

1 第2回会議の振り返り

○資源マップは区障害福祉課からのデータをもとに改良中。次回会議にて示す。
○法人後見は社協としては受任しているケースは保佐1件、後見1件で、いずれも、区長申立てケースである。
○障害者の成年後見利用支援事業は、4月より必須化。社協の事業と重なる部分があるので、今後整合性を取りたい。

2 社協の実績報告について

○精神障害者の相談経路は、親族やケアマネからで。本人はない。内容としては、本人と親族の関係悪化、本人の生活を守るために制度利用が必要なケースである。症状別では、統合失調症が多い。
○相談全般に、本人からの相談は、区報を見て相談したケースが1件。それ以外は生活保護ワーカーやヘルパー等、関係機関からの相談がほとんど。本人からの成年後見相談は遺言作成や任意後見の相談が多く、法定後見は関係機関からの相談がほとんど。

3 障害者虐待防止法について

○成年後見と権利擁護を一体に進めていくことが必要。アドボカシー＝権利擁護という概念。代理は英米法では否定的。基礎構造改革がきっかけで、それまでは措置制度で対応。民民契約では対等になりきれない現状があり。児童、DVの法整備が進む中で、障害者も整備をと声が上がった。障害当事者は弱者としての捉え方に反対、差別禁止法でよいとの主張。施設関係団体も反対。背景はドメスティックであり、家庭内でのこと。行政は介入しにくい治外法権。職場、施設での虐待は表に出にくい。虐待を念頭に置きながら地域ネットワークの構築が必要。

4 24年度からの区の障害者施策について

- 24時間緊急時支援事業は「障害者24時間・安心サポート支援事業」に。システムは障害福祉課と予防対策課にて10月に向け整備中。社協との役割分担は今後検討したい。養護者への支援については、助言、事前研修、周知、啓発活動も。施行開始前から予定。

平成 23 年度就労支援専門部会報告

- 平成 23 年 7 月 27 日 第 1 回・・・今年度の進め方
平成 23 年 11 月 2 日 第 2 回・・・地域資源との連携、受託可能業務について調査依頼
平成 24 年 1 月 27 日 第 3 回・・・地域資源との連携、受託に向けて作業所ネットワーク
平成 24 年 3 月 28 日 第 4 回・・・今年度検討内容の総括他

<今年度検討内容総括>

(1) 産業界をはじめとした地域資源との連携

平成 22 年度の就労支援専門部会からの答申を踏まえ、当初、東京商工会議所文京支部の専門部会への加入に向けた取組みを行ったが実現しなかった。代わりに、より地域に密着している商店街との連携を模索。商店街連合会理事会にて案内を行ったものの、具体的な進展は得られなかった。

区内に多くある寺社や大学との連携においては、具体的な取り組みとして、本郷仏教会にて直接案内を行ったが、これも具体的な進展がみられない状況。

(課題)

- ・各施設の地域における、商店街や寺社への個別的なアプローチを行うことが必要
- ・大学等については、地域社会貢献を考えている所もあり、様々な手段での連携の方策があると思われるので、具体案を検討しアプローチしていく。

(2) 中間的な仕組みづくり

平成 22 年度に検討した他区先行事例から、東京都の補助対象メニューである「障害者地域緑化推進事業」を、中間的な仕組みづくりの具体案として、今年度第 1 回専門部会において検討したが、予算化が実現できなかった。

(課題)

- ・一般企業での就労と、福祉的就労の中間に位置するような就労形態の仕組みづくりを、今後も先行事例なども参考にしながら検討し、具体化していく必要がある。

(3) 区役所関連業務の委託拡大の取り組み

第 2 回専門部会において、各施設の受注可能作業等の調査をお願いし、一覧表化ができた。以前も同様の内容について、区役所各課へ案内を出しているが、予防対策課や障害福祉課といった関連する部署からの委託しか実現していない。

その他の部署からの声として、「どこに委託すればいいのか？経費はいくらかかるのか？」などの疑問が多く、進んでいかない実態がある。

そこで、共同受注などを念頭に「作業所ネットワーク」を構築し、区役所関連や一般企業に対しても受注促進策を検討する場を設けることとした。

ネットワーク構築については、まず P T 方式を取り、具体的な検討を進めていくこととした。